



## 平成29年度 教育行政執行方針

### はじめに

少子高齢化やグローバル化、科学技術の進展など、社会の変化は、今後ますます大きく変わることが予想され、地域の成長・発展のためには、町民一人一人が社会の変化に的確に対応し、地域づくりに力を発揮することが重要となります。

そのためには、自立した個人が、多様な個性・能力を生かし、地域の人々と協働しながら、地域の発展を支える必要があります。

その鍵となるのは、地域を構成する個人・集団などの知識・知恵・意欲の質と量が重要であり、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において積極的に行うことができ、さらに、その学習成果を地域に生かしていくことができる生涯学習の充実が求められており、教育の役割が益々重要となっております。

このため、学校教育においては、激しく変化する社会の中で、子どもたちが、自らが課題を見つけ、学び、考え、行動し、課題を解決する資質や能力となる「確かな学力」、「豊かな

るところであり、平成29年度の完成に向けて、確実に準備を進めます。  
また、各学校の施設及び設備、教職員住宅につきましても、緊急度を勘案しながら計画的な整備・改修を進めます。

### 【継続事業】

羽幌小学校の改築

天売地区教職員住宅の建設

### 地域に信頼される学校づくり

子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域、行政、それぞれが連携することが重要であり、学校の教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者、地域住民等へ情報提供するとともに、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域と一体となつて子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指し、取組を進めます。

### 【新規事業】

コミュニティ・スクールの指定

### 学校職員の資質・能力の向上

学校が、教育機能を十分発揮する

ためには、管理職を含む教職員が組織的な連携のもと、常に資質・能力の研鑽に努め、自らの役割を的確に果たすことが重要です。このため、求められている専門職としての知識や能力の向上を図るための研修機会の提供により、教職員が持っている能力を最大限に活かすことができるよう環境づくりを推進します。

### 心身ともに健全な人間性と 社会性を育む安全な環境づくり

児童・生徒が心身ともに健全な人間性と社会性を育むためには、規則正しい生活習慣の育成と問題行動を未然に防止することが重要です。

生活習慣の育成については、児童・生徒の生活リズムの向上に向け、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を再認識し、朝食をとらずに登校することなどがないよう、家庭や学校、地域と連携し、運動の展開を進めます。

問題行動については、近年、暴力行為、いじめ、不登校と併せて、インターネットによるトラブルが複雑化の傾向にあり、このトラブルがいじめ、不登校などの原因となっている場合も考えられ、早急な対応が求められています。

心」、「健やかな体」からなる「生きる力」を確実に身に付けさせることが求められており、各学校で取り組んでいる実践教育を継続して推進していくことが重要です。また、大きな課題とされている「いじめ問題」においては、家庭、学校、地域、行政が連携を図り、緊張感を持って取り組むことが重要となっております。

### ■学校教育

#### 教育を推進するための条件整備

上を視野に朝読書や朝学習、個別指導・習熟度別指導、新体力テストの実施など積極的に取り組まれています。このため、教育委員会としても指導しやすい条件整備として、ソフト、ハード両面から、学校現場に視点を置いた改善に努めます。

### 【継続事業】

情報通信機器を有効活用した多様な学習の展開

学校図書整備及び活用の推進

義務教材・理科教材の整備

英語指導助手の配置

特別支援教育の支援

スクールバスの運行

長期休業時の学習支援

体力向上・総合学習の支援

### 教育環境の整備

学校施設は、子どもたちの学習と生活の場であると同時に、災害時における地域の避難所に指定されています。

羽幌小学校の改築につきましては、現在、Ⅱ期改築工事が実施されています。



これらの問題行動を未然に防止するためには、児童・生徒の小さな変化を見逃すことなく捉えることが重要であり、学校、家庭、地域、行政が連携し、情報の共有化を図り、問題解決に向けた指導及び支援体制の整備に努めます。

### 高等学校教育の振興と 幼児教育の推進

天売高等学校は、夜間定時制普通科の高校ですが、進学、就職に備えた修学形態のもと、きめ細やかな教育に加え、水産資源を活用した製造実習、年度ごとにテーマを掲げた研究など、地域と連携した特色のある教育を実践しています。

今後とも、教育環境の充実を図り、計画的な管理を進めるとともに、課題となつております入学者の確保に向け、学校、地域、行政が一体となつて取り組みを進めます。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日頃から地域の期待に応える学校づくりが推進されています。

今後、同校の進める魅力ある学校づくりに対して、資格取得、部活動、学力向上、進路対策への支援を継続するとともに、通学費、入学支度に係る費用の支援を継続し、より一層、地元高校への志向が高まるよう努めます。

幼稚園教育については、私立幼稚園・認定こども園とも、それぞれの特色を活かした教育活動が推進されており、英語指導助手の派遣など、教育活動を継続して支援します。

### 【継続事業】

天売高等学校生徒募集事業

羽幌高等学校教育振興会補助事業

### 学校給食の充実

学校給食は、児童・生徒の健全な成長に必要な栄養バランスのとれ

た食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など、多くの要素が含まれることから、食育の教育として指導に努めます。

また、施設運営につきましては、離島地区も含め衛生面や調理場内の環境改善はもとより、計画的な施設や調理機器の整備や更新を進め、今後とも、地産地消として可能な範囲で特産品を食材に取り入れながら、アレルギー対策はもちろんのこと、使用食材の選定や衛生管理などにも万全を期し、安心安全な学校給食の提供に努めます。

#### 【継続事業】

施設及び設備整備事業  
(空調機械、学校給食栄養ソフト  
ウェアの更新、真空冷却機取替など)

### ■ 社会教育

#### 幼児・青少年教育

少子・高齢化や情報化の急速な進

展など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

未来を担う子どもたちを育むためには、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりが重要と考えます。

各関係機関と連携を密にし、子どもたちの様々な体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長し、子どもたちの活動を支援します。

また、地元の自然にふれ、地域



## 平成29年度教育行政執行方針

を知る機会を作るとともに、その中でリーダーの育成、指導者の養成も推進します。

#### 【継続事業】

子ども自然教室、ほつとクラブ、子ども英会話教室、優良青少年顕彰、中高生講演事業、子どもパトロール隊、子ども110番の家

#### 成人教育

町民の多種多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供や自主的なサークル活動への支援と各種学習情報の提供を行います。

また、高等教育機関等との連携を密にした講座の開設も継続いたします。

さらに、60歳以上の方を対象とした「いちい大学」を開校し、「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」の3本を基本理念に、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、今後もカリキュラムを充実し、生きがいづくりと社会参加の

促進を図ります。

#### 【継続事業】

いちい大学、成人講座、成人式、天売高等学校開放講座事業、羽幌高等学校PTA地域探訪・教養講座補助事業

#### 家庭教育

家庭教育は、基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、社会的なルール、学習に対する意欲や態度などの基礎を子どもたちに育むものであり、すべての教育の原点です。

また、家庭教育力向上には、その中心となる親が十分に子どもの教育を行うために知識・技能と態度について学ぶことが重要であり、親子の成長を社会全体で支えることが必要です。そのため学習機会や情報の提供を、これまでと同様に行います。

#### 【継続事業】

羽幌町青少年問題協議会  
羽幌町子ども会育成連絡協議会補

#### 助事業

羽幌町PTA連合会補助事業

#### 健康づくり、スポーツ活動

スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など心身の健康増進に資するものであり、充実感や楽しさと喜びをもたらし、心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものです。

今後、だれもが気軽にスポーツ活動に親しみ、参画できる環境の充実を図るとともに、老朽化が進んでいるスポーツ施設につきましては適切な改修計画をたて、整備に努めます。

#### 【継続事業】

総合体育館指定管理事業  
姉妹都市文化スポーツ交流  
町民スキー場びゅーまつり  
スポーツ教室(コオーディネー  
ショントレーニング・水泳)  
学校プール開放  
マラソン大会事業  
おろろんウィンターフェスティバル

#### 文化活動

芸術文化は、人々に感動や生きる



喜びをもたらすとともに、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて大きな意義があります。

このため、文化・芸術活動を広く奨励し、中央公民館において、活動の場や、鑑賞、発表の場を引き続き提供するとともに、老朽化が進んでいる設備の更新を適切に進めます。

「書の北溟記念室」においては、羽幌町出身の書家中野北溟氏から寄贈された作品を計画的に表装、展示を行います。

また、本町には貴重な文化財や郷土芸能があります。ふるさとが素晴らしいまちであることを誇りに思い、その文化や歴史を後世に伝えて行くことが重要なことから、郷土芸能団体の保存育成を支援します。

#### 【継続事業】

文化事業実行委員会補助事業  
のびのび子育て公演  
少年少女芸術鑑賞事業  
離島地区芸術劇場  
中野北溟記念室管理  
町民芸術祭実行委員会補助事業  
芸術鑑賞バスツアー  
羽幌町郷土芸能団体保存育成補助事業

#### 読書活動

近年、情報メディアの発展により、読書に関する環境は大きく変化しており、「読書離れ」が指摘されています。とくに子どもたちにおいては、かけがえのない一冊の本との出会いは、豊かな人間性と豊かな生き方を



身につけるうえで大変重要であると考えます。  
ブックスタート・セカンドブック事業による子育て支援や各学校図書館と連携した読書活動推進の取り組みを進めます。  
また、生涯学習の場として学習機会や様々な情報を提供するなど地域に根ざした身近で利用しやすい公民館図書室の充実を図ります。

#### 【継続事業】

図書システム整備事業  
ブックスタート事業  
おはなし会補助事業  
学校図書館ブックフェスティバル事業  
セカンドブック事業  
学校図書館連携事業

#### 【新規事業】

図書室講座事業

以上、「第6次羽幌町総合振興計画」及び「羽幌町教育大綱」を踏まえ、平成29年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行にあたりましては、学校教育、社会教育、各関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、本町教育の振興発展に努めます。

(平成29年3月7日第3回羽幌町議会定例会抜粋)

### 避難行動要支援者とは？

災害が発生したとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする高齢者や障がい者の方などです。

「歩行が困難」「周りの状況がよくわからない」「支援してくれる人が近くにいない」などの理由から、災害時等において避難行動要支援者の方は、地域で孤立する可能性があります。

### 『避難行動要支援者名簿』

避難行動要支援者の方々を地域で見守るため、町では避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、この名簿の情報を地域の町内会長や民生委員・児童委員、また、消防や警察機関等（避難支援等関係者）に事前提供し、いざという時に備えていただく取組を進めます。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するためには、対象となる方の同意が必要となるため、「同意・不同意」に關しての確認を行います。

また、対象となる方以外で、名簿への登録と避難支援等関係者への情報の提供を希望する方の募集もあわせて行います。

- 消防機関
- 警察機関
- その他避難支援等の実施に携わる者のうちから町が認める者（関係部分のみ）

### 避難行動要支援者に対する更なる支援

避難行動要支援者のうち、災害時に、家族の支援だけでは避難することが難しい、または、家族の支援を受けられない方に対し、町内会等の地域を中心として個別に支援することについて検討することとしています。このため、町民のみならずには、避難支援者となる旨のお願いをすることもあるかと思いますので、その節は、できる限りご協力くださるようお願いいたします。

### 対象となる方に該当しない場合で避難時に支援を受けたい方は

難病患者の方など、対象となる方に該当しない場合であっても、避難支援を希望する方は、避難行動要支援者名簿への登録を申し出させていただきます。別途ご相談ください。（関係書類の提出が必要となります。）

## もしもの時に備えて 安心して地域で暮らすために

災害時等の避難時に支援が必要な方の名簿「避難行動要支援者名簿」を作成します。

### 名簿の対象となる方は…

- 次のいずれかに該当する方を対象としています。
- 要介護認定3〜5を受けている者
- 身体障害者手帳1または2級を所持する者
- 療育手帳A判定を所持する者
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

その他、町の関係部局が必要と認める者として、  
■ 要介護2の認定を受けた者のうち、訪問調査で下肢に麻痺があるとされた者又は認知症高齢者

の日常生活自立度がII a以上と判断された者

- 母子手帳交付者
  - 3歳以下の乳幼児が2名以上いる世帯
  - 除雪サービス利用者
  - 緊急通報装置設置者
- なお、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象となりません。

### 名簿の事前提供の同意・不同意の確認方法

対象となる方に対し、後日、名簿を提供することに関する「同意・

不同意」を確認する書類を送付いたしますので、お手元に届きました書類に記載のとおり提出していただきますようお願いいたします。

なお、名簿の有効活用を図るため、趣旨をご理解のうえ、できるだけ同意いただけますようお願いいたします。

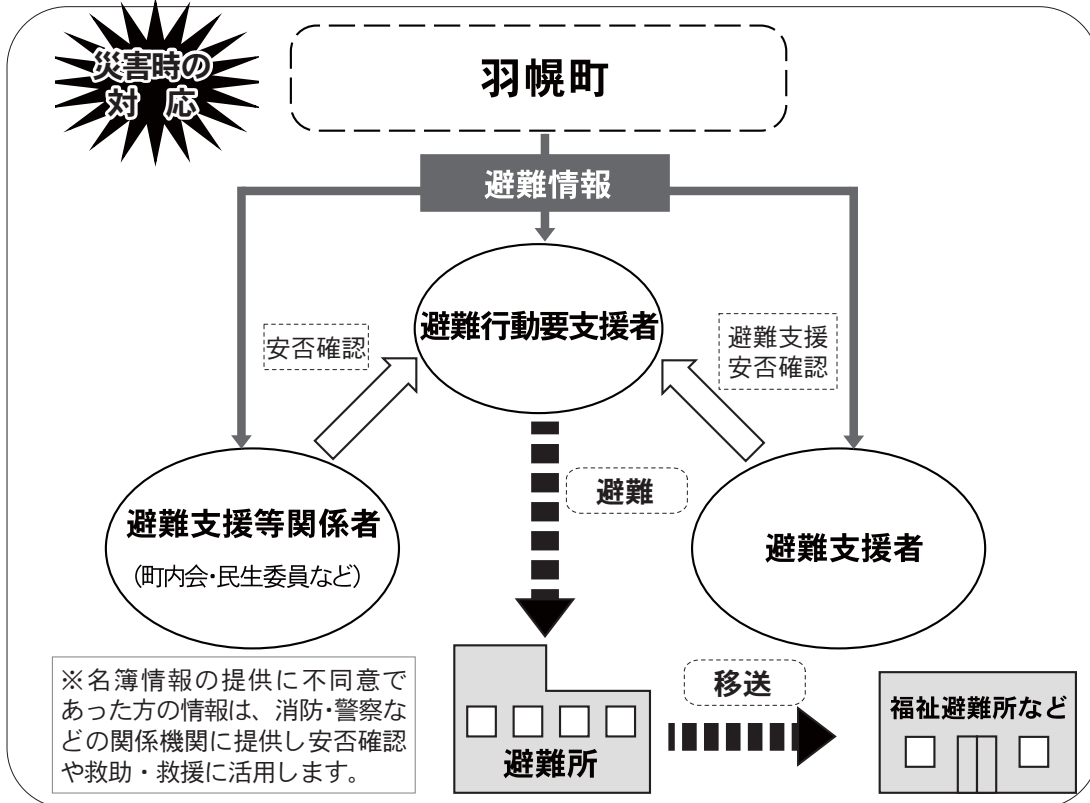
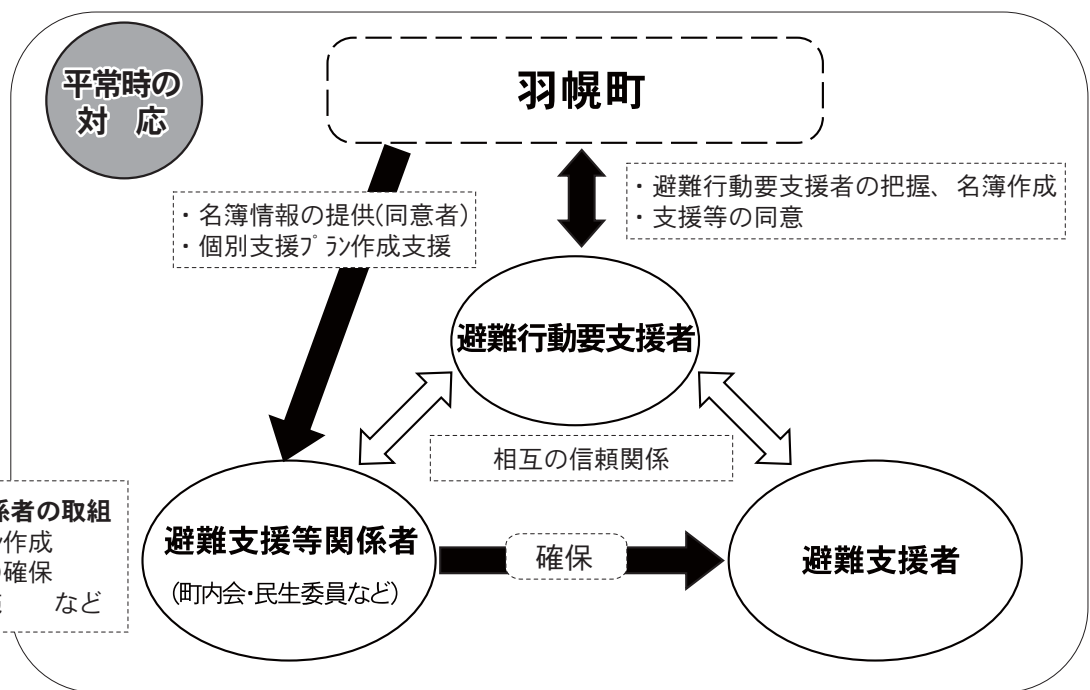
### 避難支援関係者に提供する名簿情報は？

避難支援等関係者に提供する名簿情報は、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号」、避難支援を必要とする事由」となります。

※注釈 個人情報取扱については、町関係部局および避難支援等関係者において適正に管理し、当該目的に合致することおよび災害時における支援活動以外の目的には使用しません。

### 町から情報提供する避難支援関係者は？

- 同意された方の情報を提供する避難支援等関係者は、次のとおりです。
- 町内会や自主防災組織（関係部分のみ）
- 民生委員・児童委員（関係部分のみ）
- 社会福祉協議会



### 相談・お問い合わせ

- 総務課総務係 ☎62・1211
- 福祉課社会福祉係 ☎68・7004 (課直通)
- 健康支援課地域包括支援センター係 (すこやか健康センター内) ☎62・6020